

第六條 本規則は、大正十一年八月十七日ヲ之ニ守員施ス

第七條 會社營業ノ狀態ニ依リ本規則ヲ加除改廢スルコト

アルハ

第八條 本規則ニ代ヒテ法規實施ノ場合之ヲ廢止
スルコトアルハ